

奈良市古市児童館 他 2 館

機械警備業務

仕 様 書

機械警備業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、奈良市古市児童館 他 2 館における火災事故並びに不法侵入による異常事態の発生を防止し、安全な管理運営に資するための基準を示すものとする。

2 遵守事項

奈良市古市児童館 他 2 館各施設の機械警備業務については、警備業法、その他関係法令及び条例規則を遵守しなければならない。

3 機械警備業務委託施設名

奈良市古市児童館	奈良市古市町 1263
奈良市横井児童館	奈良市横井 5 丁目 337-2
奈良市東之阪児童館	奈良市川上町 461-1

4 機械警備業務委託箇所

警報機器等配置図に示す箇所とする。

5 機械警備業務委託内容

(1) 防犯業務

- ① 機械警備業務対象施設に警報装置を設置し、不法侵入者が侵入した時は確実に異常情報が発信できるようにすること。
- ② 警報機器設置仕様
別添 児童館施設機械警備業務に伴う警備装置設置仕様書による。
- ③ 警報受信装置により、児童館施設への侵入にかかる異常情報を受信した時は、受注者は直ちに現場に急行し異常事態の原因確認を行い、被害の拡大防止に努めること。
- ④ 不法侵入があったと判断できる場合には、直ちに警察署及び当該施設の管理者に通報すること。
- ⑤ 警備機器については、外部侵入・内部侵入に対して対応できるように、二重で感知できる計画とする。

(2) 火災異常監視業務

- ① 機械警備業務対象施設に設置されている自動火災報知設備によって感知される火災異常を間接的に受信できる装置を設置し、監視を行うこととする。
- ② 火災にかかる異常情報を受信し火災発生と判断した時は、直ちに消防署・警察署及び当該施設の管理者に通報するとともに、現場に急行し火災状況を的確に把握し、被害の拡大防止に努めること。

(3) 非常通報業務

- ①機械警備対象施設の事務室に非常通報装置を2台以上設置し、職員が在室時に不審者等が侵入したときは、非常通報装置の操作により直ちに異常情報が発信できるようにすること。
- ②非常通報装置は無線式とし、事務室内のどこで操作しても異常情報が発信できること。

6 機械警備業務委託時間

(1) 防犯業務及び設備異常監視業務

- ◇平日（月曜～土曜）：職員の退館時から翌日の出勤時まで
- ◇日曜日：終日
- ◇国民の祝日（日曜日に当たる時は、その翌日）：終日
- ◇年末年始（12/29～1/3）：終日

(2) 火災異常監視業務

- ◇終日

7 機械警備業務管理運営事項

- (1) 受注者は警備装置の保守点検を適宜行い、常に正常に機能するようにしておくこと。万一警備装置が故障した時は、受注者の責任において代替警備対策を講じること。
- (2) 毎月の警備状況を報告書にまとめ、定められた期日までに提出すること。なお、異常事態が発生した時は、速やかに報告書を提出すること。
- (3) 受注者は常に基地局及び待機所に十分な人員を配置し、異常事態発生の際に迅速に警備が遂行できる体制を整えていること。

8 機械警備業務委託期間

機械警備業務委託期間は、令和5年6月1日から令和8年5月31日までとする。

9 その他

- (1) 機械警備業務委託料は、機械警備費・機械修繕費・警備装置の機器類（設置費を含む）・契約解除後の撤去費とする。
- (2) 機械警備における損害については、警備業法及びその他関係法令に基づき、誠実に対応することとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者双方協議の上決定する。